

## 静岡都市計画地区計画の決定（静岡市決定）

静岡都市計画地区計画 柳町若松町地区計画を次のように決定する。

名 称	柳町若松町地区計画
位 置	静岡市葵区柳町の一部及び若松町の一部
面 積	約 1. 8 ha
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p><b>地区計画の目標</b></p> <p>本地区は、駿府公園の北西部、J R 静岡駅から北方概ね 2.5 kmの安倍川の東側に位置し、工場等の生産環境と住宅等の居住環境が共存する地域である。また、本地区は従来、比較的規模の大きい工場の敷地であったが、当該工場が撤退し、その跡地を開発行為で住宅地として整備された地区である。</p> <p>そこで、地区計画を策定して、周辺における工場等の生産環境と地区内における住環境の調和を図ることを目標とする。</p> <p><b>その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針</b></p> <p>住工複合地における住宅地としての土地利用を誘導する。</p> <p>開発行為により整備された道路、公園等は適切に維持・保全する。</p> <p>地区内における良好な住環境を保全し、計画的なまちづくりを目指すため、建築物の用途、敷地面積の最低限度、高さの最高限度、形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造で必要な制限を定めるものとする。</p> <p>地区内の緑化に努め、地域環境の調和を目指す。</p>

「区域は計画図表示のとおり」

	<b>建築物等の用途の制限</b>	次に掲げる建築物以外の建築物を建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第2(い)項一号に掲げる建築物（専用住宅） (2) 地区住民の利用に限られるごみ集積所 (3) 建築基準法別表第2(い)項十号に掲げる建築物
	<b>建築物等の高さの最高限度</b>	建築物の高さの最高限度は10m以下とする。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1／8以内の場合、その部分の高さは3mまでは算入しない。
<b>地 区 建 築 物 等 整 備 計 画</b>	<b>建築物等の形態又は意匠の制限</b>	1 屋根、外壁及び工作物等の色彩は、刺激的な原色を避け周辺と調和のとれた落ち着いたものとする。 2 建築物の屋上への広告塔・広告板は設置してはならない。
	<b>敷地面積の最低限度</b>	建築物の敷地面積は135m <sup>2</sup> 以上でなければならない。ただし、地区住民の利用に限られるごみ集積所を建築する場合は、この限りでない。
	<b>かき又はさくの構造の制限</b>	1 道路に面するかき又はさくの構造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、敷地地盤から高さ0.6m以下の部分又は門柱、高さ1.5m以下かつ長さ2m以下の門の袖及び門扉についてはこの限りでない。 (1) 生垣 (2) 透視可能な構造のもので、建築物の高さの基準となる地盤面より高さが1.5m以下のもの。 2 隣地境界線に面するかき又はさくの構造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、敷地地盤から高さ0.6m以下の部分についてはこの限りでない。 (1) 生垣 (2) 透視可能な構造のもので、建築物の高さの基準となる地盤面より高さが1.5m以下のもの。

## 理 由

地区内における戸建住宅地としての住環境を保全し計画的なまちづくりを図るため、柳町若松町地区計画を本案のとおり決定する。

## 決 定 理 由

本地区は、駿府公園の北西部、JR静岡駅から北方概ね2.5kmの安倍川の左岸に位置し、工場等の生産環境と住宅等の居住環境が共存する地域である。

「静岡市都市計画マスターplan」においては、地域別構想「城内地域」の土地利用の誘導方針として、住環境と生産環境が調和した土地利用に誘導するとされている。

本地区は従来、比較的規模の大きい工場の敷地であったが、当該工場が撤退し、その跡地を開発行為で住宅地として整備した地区である。

そこで、地区の特性に応じたまちづくりを行っていくうえで有効な地区計画制度により、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を定め、地区内の戸建住宅地としての住環境を保全し、計画的なまちづくりを図るため、本案のとおり地区計画を定める。

静岡都市計画地区計画の決定  
柳町若松町地区計画（静岡市決定）

第 号議案附図

N.O. 1

位 置 図

凡 例  
柳町若松町地区計画区域

静岡都市計画地区計画の決定  
柳町若松町地区計画  
静岡市決定  
(約1.8ha)



